

特定非営利活動法人「ぴのきお」定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）に基づく特定非営利活動法人「ぴのきお」という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鳥取県米子市東福原7丁目15番20号に置く。

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を鳥取県米子市東福原8丁目24番1号及び鳥取県米子市両三柳3606-1号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障がい児・者に対して、各種事業を実施し、障がい児・者が自立した日常生活及び社会生活ができるよう必要な支援を行うとともに、ノーマライゼーションの推進及び障がい児・者の人権の擁護等に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次の各号に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、児童福祉法及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」等に基づき、次の各号に掲げる事業等を実施する。

- (1) 放課後等デイサービス事業
- (2) 居宅介護事業
- (3) 重度訪問介護事業
- (4) 生活介護事業

- (5) 共同生活援助事業
- (6) 日中一時支援事業
- (7) その他

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の各号に定めるものとし、正会員をもって法上の社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体とする。

(2) 協力会員

この法人の事業に協力するために入会した個人及び団体とする。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件は定めない。

2 会員として入会を希望する者は、この法人の法人代表が別に定める入会申込書により、法人代表に申し込むものとする。法人代表は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 この法人の法人代表は、前項の入会を認めないときは、入会申込者に対して、速やかに理由を付した書面をもってその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、この法人の社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 会員が退会届を提出したとき

(2) 会員が死亡したとき

(3) 会員が継続して1年以上会費を滞納したとき

(4) 会員がこの法人から除名されたとき

(5) この法人が解散したとき

(退会)

第10条 会員は、この法人の法人代表に、法人代表が別に定める退会届を提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当するときは、この法人の社員総会の決

議により、当該会員を除名することができる。この場合、この法人は、当該会員に対して、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第12条 この法人は、既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第4章 役員及び職員

(役員の種類及び定数)

第13条 この法人に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を法人代表とする。

(役員を選任等)

第14条 理事及び監事は、この法人の社員総会において選任する。

- 2 法人代表は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を越えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を越えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、この法人の理事又職員を兼ねることはできない。

(役員職務)

第15条 法人代表は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 その他の理事は、法人代表を補佐し、法人代表に事故あるとき又は法人代表が欠けたときは、法人代表があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この法人の定款の規定及び理事会の決議に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの法人の定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これをこの法人の社員総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、この法人の社員総会を招集すること

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

(役員任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選出されていないときは、任期の末日後最初の社員総会が終結するまで、その任期を延長する。

3 補欠のため又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を越える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するときは、社員総会の決議により、これを解任することができる。この場合、当該役員に対して、決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障により、職務の遂行に堪えられないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反、その他役員として相応しくない行為があったとき

(役員報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受け取ることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の決議を経て、法人代表が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務部長、支援部長及びその他の職員を置く。

2 職員は、法人代表が任免する。

第5章 社員総会

(種別)

第21条 この法人の社員総会（以下「総会」という。）は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、次の各号に掲げる事項について決議する。

- (1) この法人の定款の変更
- (2) この法人の解散
- (3) この法人の合併
- (4) この法人の事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) この法人の事業報告及び活動決算
- (6) この法人の役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) この法人の会員の除名
- (8) この法人の入会金及び会費の額
- (9) この法人の組織及び運営
- (10) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当するときに開催する。

- (1) 理事会が必要と認め召集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、総会の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求をしたとき
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事が召集したとき

(召集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号に規定される場合を除き、法人代表が召集する。

2 法人代表は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を召集しなければならない。

3 総会を召集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催予定日の少なくとも5日前にまでには正会員の全員に通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第28条 総会における決議事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この法人の定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない事由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の決議について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の決議に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合には、その旨を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び決議の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされたときは、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この法人の定款に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を決議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の決議した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の決議を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当するときに開催する。

- (1) 法人代表が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、召集の必要が生じたとき

(召集)

第34条 理事会は、法人代表が召集する。

- 2 法人代表は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を召集しなければならない。
- 3 理事会を召集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに理事の全員に通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、法人代表がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会における決議事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない事由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の決議に加わることはできない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者がある場合には、その旨を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び決議の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、法人代表が管理し、その方法は、総会の決議を経て、法人代表が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に規定する原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画書及び活動予算書等は、法人代表が作成し、総会の決議を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 第42条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立

しないときは、法人代表は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第44条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の決議を経なければならない。

(予備の追加及び更正)

第45条 予算決議後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の決議を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに法人代表が作成し、監事の監査を受け、総会の決議を経なければならない。

2 決算上、余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れ、その他新たな義務の負担をし又は権利の放棄をしようとするときは、総会の決議を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の決議を経、かつ軽微な事項として法第25条第3項に規定する次の各号に掲げる事項の場合を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- (2) 役員に関する事項（役員の数に係るもの）
- (3) 資産に関する事項
- (4) 会計に関する事項

- (5) 事業年度
- (6) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものを除く。）
- (7) 公告の方法

(解散)

第50条 この法人は、次の各号に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の決議を得なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において決議した者に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の決議を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第54条 この法人の定款の施行について必要な細則は、理事会の決議を経て、法人代表がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	渡部	万智子
理事	有馬	理香
同	水本	佳代子
同	眞田	香壽美
同	米谷	美恵
監事	北原	侑
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成22年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、設立の日から平成21年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定に関わらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員

入会金	0円
年会費	2,000円
 - (2) 協力会員

入会金	0円
年会費	一口 1,000円

附 則

この定款の一部改正は、平成30年 9月22日から施行する。

原本に相違ありません

特定非営利活動法人 ひのきお

理事 眞田 香壽美

